

令和2年 3月26日
子ども部保育課

キッズゾーンの設定について

1 経緯

- 令和元年 5月 滋賀県大津市において、園外活動中の児童の交通事故が発生
11月 国から「キッズゾーンの設定の推進について」通知
令和2年 2月 第1回宇都宮市キッズゾーン等の設定に係る連絡会議（国，県，
市関係課及び施設関係者）

2 キッズゾーンとは

令和元年5月に滋賀県大津市で発生した園外活動中の児童の交通事故を受けて、11月に国から新たに示された安全対策で、小学校に設置されているスクールゾーンと同様に保育所等の周辺に設定し、自動車のドライバー等への注意喚起などを図るもの

3 本市におけるキッズゾーンについて（別紙1参照）

以下の内容で、県内初の取組として、キッズゾーンを設定していく。

(1) 対象施設

- ・保育所，地域型保育事業所，幼保連携型認定こども園，幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園，認可外保育施設，児童発達支援事業所（235 施設程度）
- ・園外活動を行っている幼稚園（5 施設程度）

(2) 設定の目的

園外活動時の児童の交通安全確保を図るもの

(3) 対象範囲

保育所等の周囲半径500メートル

(4) 設定者

宇都宮市

(5) 設定時期

令和2年4月1日

(6) 今後のゾーン内における交通安全対策

- ・ 下記に例示する取組について準備ができたものから順次，計画的に実施していく。
- ・ 交通安全対策の対象は，園外活動を実施している施設とする。

ア 路面標示

園外活動経路や道路幅員，交通状況等を踏まえ，ゾーンの中でも高い啓発効果が期待できる箇所を選定し，スクールゾーンに準じた路面標示を実施するもの

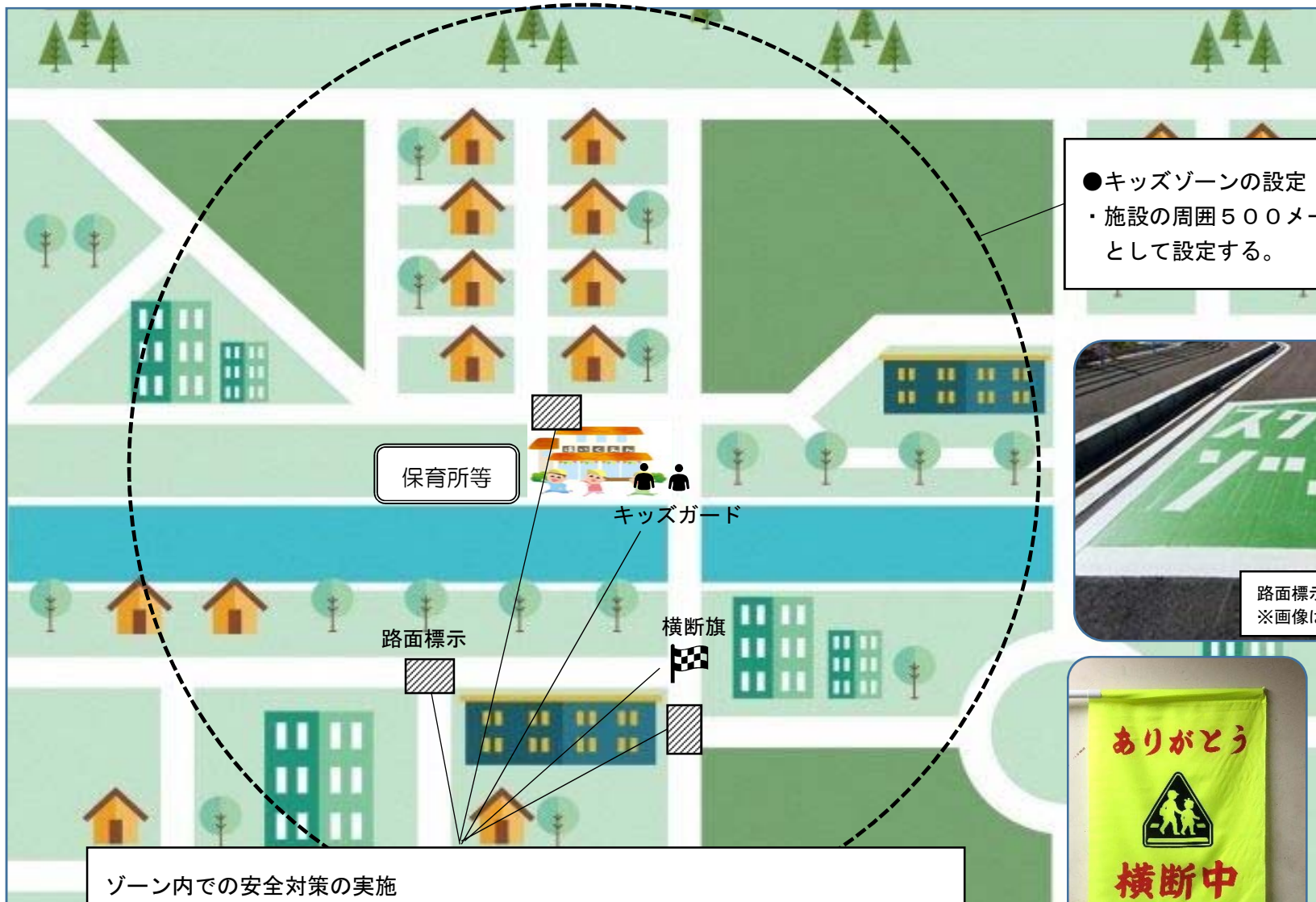
イ キッズガードの配置

園外活動時における児童の安全を確保するために，キッズガード（園外活動時の見守りを行う保育支援者）を配置した保育所等に補助を行うもの

ウ 横断旗・注意看板の設置

児童が道路を横断する際に用いる横断旗，電柱等に取り付け自動車の運転者へ，安全運転等の注意喚起を図る注意看板を設置するもの

<キッズゾーンの設定イメージ>



●キッズゾーンの設定（令和2年4月1日）
・施設の周囲500メートルをキッズゾーンとして設定する。



路面標示整備イメージ
※画像はスクールゾーンのもの

ゾーン内での安全対策の実施
●路面標示 ●キッズガードの配置 ●横断旗・注意看板の設置等



横断旗



注意看板